

【群馬県内の各種相談機関一覧】

28.4.1現在

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間等
養護(虐待、経済的困窮等)・心身障害・非行・育成などの児童問題	こどもホットライン24 (中央児童相談所)	0120-783884 (フリーダイヤル) 携帯電話からは 027-263-1100	24時間365日電話対応
	中央児童相談所	027-261-1000	月～金曜 8:30～17:15(訪問相談は要予約) ※全国児童相談所共通ダイヤル 189番(いちはやく)
	中央児童相談所北部支所	0279-20-1010	
	西部児童相談所	027-322-2498	
	東部児童相談所	0276-31-3721	
乳幼児から高校生までの教育や子育てに関するあらゆる相談	子ども教育・子育て相談 (県総合教育センター)	0270-26-9200	月～金曜 9:00～17:00、第2・4土曜 9:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)
	いじめに関する緊急の相談 いじめ相談ホットライン (県総合教育センター)	0120-889756 (フリーダイヤル) 携帯電話からは 0270-20-1515	月～金曜 9:00～19:00、第2・4土曜 9:00～15:00 (祝日・年末年始を除く) ※時間外、祝日、年末年始は、こどもホットライン24(中央児童相談所)に転送されます。
不登校等の悩みを抱える青少年の自立や再学習等に関する相談・支援	青少年会館 (公益財団法人群馬県青少年育成事業団)	027-234-1131	開館時間 9:00～17:00 月曜休館(月曜日が休日の場合火曜休館)
家庭教育や子どもの問題に関する悩み	よい子のダイヤル (県生涯学習センター)	027-224-4152	火～土曜(祝日・休館日を除く) 10:30～12:30、13:30～15:30、16:30～18:30
望まない妊娠、子育て、女性の健康に関する相談	女性の健康のための電話相談	0276-37-5660	月～金曜、第2・第4土曜 13:00～16:00 (祝日・12月29日～1月3日除く)
非行少年・被害少年等のサポートに関すること	少年育成センター(県警)	027-221-1616	月～金曜 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
非行、犯罪行為、親子関係等についての悩み	法務少年支援センターぐんま(前橋少年鑑別所)	027-233-7552	月～金曜 9:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
子どもの人権に関すること	前橋地方法務局子どもの人権110番	0120-007-110	月～金曜 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
子どもの急な病気に関すること	小児救急電話相談	#(シャープ)8000	月～土曜 18:00～翌朝8:00 日曜・祝日・年末年始 8:00～翌朝8:00
医療に関する相談	医療安全相談センター	027-221-1110 027-221-1112	月～金曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
障害者福祉全般	障害者110番	027-251-1100	月～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)(12:00～13:00を除く)
障害を理由とする差別の解消	群馬県障害者差別相談窓口	027-251-1166	月～金曜 9:00～16:30(祝日・年末年始を除く)(12:00～13:00を除く) FAX027-255-6275
ひきこもりについての悩み	ひきこもり支援センター	027-287-1121	月～金曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
発達障害に関すること	県発達障害者支援センター	027-254-5380	相談予約受付: 月～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
心の悩みに関すること	県こころの健康センター	027-263-1156	月～金曜 9:00～17:00(来所相談は要予約) (祝日・年末年始を除く) Eメール kokoro@pref.gunma.lg.jp
さまざまな悩み	群馬いのちの電話	027-221-0783	毎日 9:00～24:00 第2・4金曜 24時間(9:00～翌日9:00)
	フリーダイヤル・自殺予防「いのちの電話」	0120-738-556	毎月10日 8:00～翌日8:00
多重債務など	群馬弁護士会法律相談センター	027-234-9321	相談予約受付: 月～金曜 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	群馬司法書士会総合相談センター	027-221-0150	月～金曜 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
	県消費生活センター	027-223-3001	月～金曜 9:00～17:00 土・日曜 9:00～12:00、13:00～17:00(電話相談のみ) ※いずれも祝日・年末年始を除く
	関東財務局前橋財務事務所 多重債務相談窓口	027-221-4495	月～金曜 8:30～12:00、13:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)
法的トラブル・法律問題に関すること	日本司法支援センター群馬地方事務所 (法テラス群馬)	050-3383-5399	月～金曜 9:00～17:00(民事法律相談: 13:00～16:00、 情報提供業務: 9:00～16:00) 犯罪被害者支援ダイヤル: 0570-079714
DV等に関する相談(女性)	県女性相談センター	027-261-4466	月～金曜 9:00～20:00(年末年始を除く) 土・日曜、祝日 13:00～17:00(年末年始を除く) DV法律電話相談 水曜日 13:00～14:30
DVに関する相談(男性)	男性DV被害者相談電話	027-263-0459	毎月第2・4水曜日 14:30～16:00
女性の人権に関する相談	前橋地方法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
犯罪被害	警察安全相談室	027-224-8080	#(シャープ)9110 24時間電話対応
		027-224-4356	女性相談者専用電話 月～金曜 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	公益社団法人被害者支援センター すてっぐんま	027-253-9991	月～金曜 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

第5章 計画の推進

1 計画の推進

子どもの成長段階や世帯の状況等にあわせた多面的な支援を必要とする子どもの貧困問題に総合的にしっかりと取り組むため、生活困窮者自立相談支援窓口と児童福祉や母子保健、労働、教育委員会など関係機関との連携を強化するとともに、市町村、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係機関等におけるネットワークを構築する取組を支援し、中長期的な視野に立って、施策の着実な推進を図ります。

また、県の広報誌やホームページ等多様な広報手段を活用し、積極的に広報・啓発活動等を行うことにより、子どもの貧困に対する県民の幅広い理解と協力を得られるように努めます。

2 計画の実施体制

(1) 計画の進捗管理

計画に基づく施策の実施状況や効果等について、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）による「PDCAサイクル」に沿って、定期的な自己評価を行います。

(2) 群馬県社会福祉審議会

群馬県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）は、社会福祉法及び群馬県社会福祉審議会条例に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するため設置している県の附属機関であり、社会福祉事業従事者及び学識経験者により構成されています。

本計画の策定にあたっては、審議会の意見を求めるとともに、計画策定後も進捗状況等について定期的に審議会に報告し、点検・評価を実施します。

(3) 計画の見直し

計画期間内であっても、社会情勢の変化による新たな課題や法令等の改正状況等を踏まえ、計画の見直しを行います。

3 調査研究・情報提供

(1) 調査研究

施策を効果的に実施し計画を推進するため、子どもの貧困の実態等に関する調査研究に取り組みます。

(2) 情報提供

県のホームページにより計画の評価結果や、子どもの貧困対策関連事業等について情報提供します。